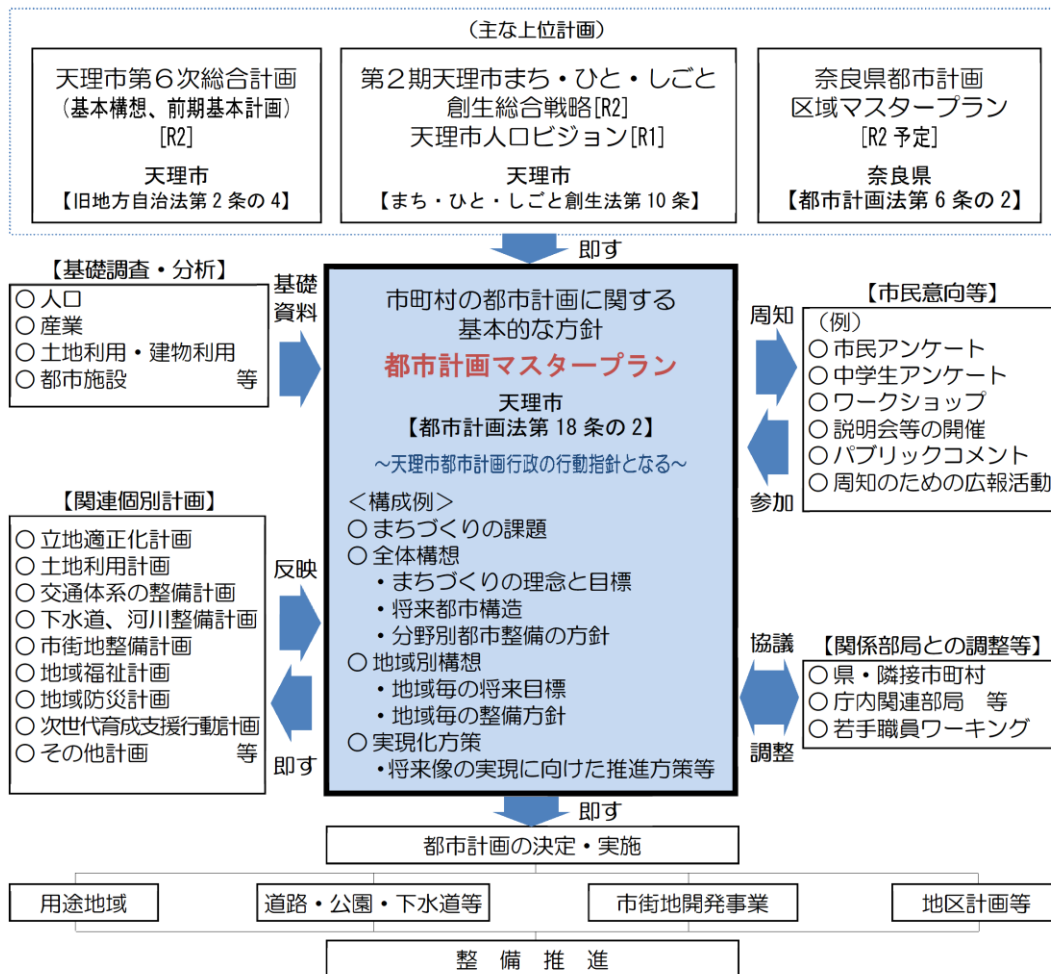


# 天理市都市計画マスタープラン（第3次） の策定について

## 都市計画マスタープランについて

- 天理市都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づいて作られた、天理市の都市計画の基本となる計画です。また、市の最上位の計画である天理市第六次総合計画（令和2年4月策定）を実現するための都市計画分野の計画となります。天理市の都市としての特性や課題、広域的な位置づけ、市民のみなさまの意見等を踏まえつつ、天理市の都市計画の目標と基本的な方向を明確に定めることで、今後のまちづくりの指針となります。
- 策定後は、市民のみなさまと行政がこれを共有しながら、将来のまちづくりを実現していくことを目指します。

### 【都市計画マスタープランの位置づけ】



# 天理市都市計画マスタープラン（第3次） の策定について

## 都市計画について

■都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設及び市街地開発事業に関する計画です。計画的なまちづくりを行っていくため、土地の利用方法や建物の建て方のルール、道路や公園等の計画（位置や規模等）を定めます。

■都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するために、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域です。都市計画マスタープランは、都市計画区域を対象とします。

■天理市は、市内全域が「大和都市計画区域」に含まれていますので、都市計画マスタープランは市内全域を対象とします。

■都市計画区域では、計画的な市街地の形成を図るため、必要に応じて市街地を積極的に整備する区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）の2つに区分しています。

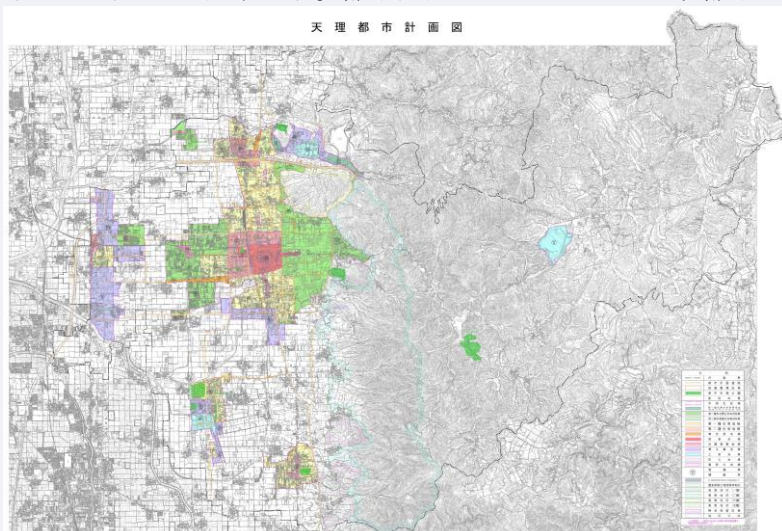


図 対象区域

### 【都市計画の構成】

#### 都市計画 マスタープラン

##### ① 土地利用に関する計画

土地の利用方法や建物の建て方のルールに関する計画です。  
(例：用途地域、地区計画 等)

##### ② 都市施設に関する計画

道路、公園、下水道等の都市施設に関する計画です。  
(例：都市計画道路、都市計画公園 等)

##### ③ 市街地開発事業に関する計画

新たな市街地の開発や旧来の市街地の再開発等に関する計画です。  
(例：土地区画整理事業、市街地再開発事業 等)

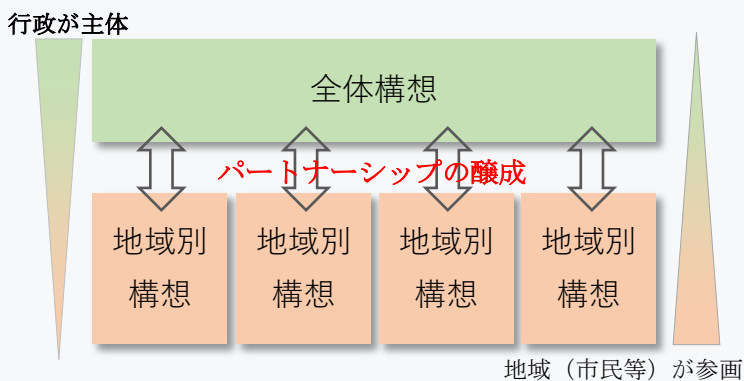
# 天理市都市計画マスタープラン（第3次） の策定について

## 策定体制について

- 天理市都市計画マスタープランは、「策定委員会」と「検討部会」が中心となって計画づくりを行います。
- これからのまちづくりは行政だけで進めることは困難であり、計画づくりの段階から市民参加等により、市民のみなさまからの意見を取り入れ、市民のみなさまと行政との「共働」によるまちづくりが求められています。

【市民と行政の協働イメージ】

- このため、都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民のみなさまの意見を広く収集するために地域別まちづくり懇談会（ワークショップ）等を実施するなど、市民のみなさまとのパートナーシップの醸成や継続的な取り組みを期待できる「共働」の策定体制を構築します。



## 【策定体制】

